相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所千葉県長生郡一宮町宮原一〇九三番地　被相続人　亡　矢部　米藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一一　片岡ビル　いちのみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市成田町一丁目三二〇六番地、最後の住所長野県岡谷市川岸中一丁目七番七号　被相続人　亡　伊藤　一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

長野県岡谷市本町二丁目六番四七号

相続財産管理人　蒲生　路子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る上弁天町四二八番地、最後の住所京都市東山区今熊野南日吉町一九番地　被相続人　亡　倉本　優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

京都市左京区聖護院川原町一番地六京都アダチビル二階

相続財産管理人　弁護士　椎名　基晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市道意町一丁目三番地、最後の住所兵庫県尼崎市道意町六丁目二番地の二六ファミール武庫川東一一二号　被相続人　亡　新居　貞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

兵庫県西宮市産所町一五番一四号西宮ロイヤルビル四〇一号

相続財産管理人　弁護士　安部　朋美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区瓦屋町三丁目一番地、最後の住所兵庫県西宮市小曽根町一丁目一番三一―八〇五号　被相続人　亡　福本　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地第一松本ビル四階四〇二号室

相続財産管理人　弁護士　原田　紀敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市上徳甲一二八番地、最後の住所愛媛県今治市高市甲四八番地一とみたハイツA―一〇二号　被相続人　亡　眞鍋健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

愛媛県今治市波止浜一一五番地一

相続財産管理人　梶川　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三井郡山川村大字山川六四〇番地、最後の住所不明　被相続人　亡　豊福　ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

福岡県うきは市浮羽町朝田五五九番地一一

相続財産管理人　森部　光一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字新北九九八番地の二、最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須八六番地七　被相続人　亡　石田　敏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一〇番二六号重松第五ビル四〇一号

相続財産管理人　弁護士　吉田　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県伊万里市黒川町花房一三五一番地、最後の住所佐賀県伊万里市黒川町大黒川二二〇一番地　被相続人　亡　杉山ミヨコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

佐賀県伊万里市東山代町浦川内五〇九七番地一五一　相続財産管理人　百武　誠

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ミカド観光株式会社　愛知県名古屋市中村区亀島二丁目二〇番二号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年十二月十三日

愛知県名古屋市中村区亀島二丁目二〇番二号

ミカド観光株式会社

代表取締役　城山　稔央

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年 12 月 13 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①愛知大学生活協同組合　②愛知県知事(1)21252　③代表理事　石橋一郎　④愛知県豊橋市町畑町字町畑１番地の１　⑤1500万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市町畑町字町畑１番地の１　愛知大学生活協同組合　代表理事　石橋一郎

①タカセ不動産株式会社　②国土交通大臣(9)2918　③代表取締役　高瀬英則　④大阪府大阪市中央区瓦屋町１丁目９番20号　廃止した従たる事務所　大阪府池田市鉢塚１丁目10番３号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区瓦屋町１丁目９番20号　タカセ不動産株式会社　代表取締役　高瀬英則